

## 海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞補助金

### <<申請の考え方>>

#### ○ はじめに

米国関税措置及びそれに起因する影響等がある中で、経営の安定化に向け、海外への販路拡大に取り組む広島県内の企業を支援するものです。補助率は必要経費の3分の2以内で、補助金額の上限は設定していません。

本補助金は、申請書を審査し、高得点の申請から順次採択していきます。申請書には、海外への販路拡大の動機、1年後や3年後の目標、課題とその解決方法、必要な経費の算出などを詳細に記載する必要があります。

米国関税措置の影響を受ける企業の皆さまは、自社の製品やサービスにどのような影響が及ぶのかを整理し、その内容を踏まえて事業計画書を作成してください。

また、新たに海外販路の拡大に取り組む企業の皆さまも、事業の目的を明確に設定し、現状を踏まえた事業計画書を作成のうえ、目的達成に必要な費用を算出し、申請書をご提出ください。

急な展示会参加や設備更新など目先の費用を積み上げるのではなく、海外展開を通じて実現したい将来像をしっかりと描くことが重要です。

なお、交付決定後に計画内容を変更された場合、その内容によっては交付決定を取り消す可能性があります。無理のない計画を立て、必要な資金を過不足なく申請いただきますようお願いいたします。

#### ○ 申請の条件

補助金の交付を受けることができる者は、広島県内に事業所を有する中堅・中小企業等であり、かつ次の（１）～（３）のいずれかに該当すること

- （１） 米国の関税措置の影響を受ける製品等を直接的又は間接的に米国に輸出（当該製品等が取引先等の部品・製品等に組み込まれて輸出されている場合を含む。）していること
- （２） 米国に拠点（ただし、補助事業者と同一の法人格であるもの。）があり、関税措置の影響を受けること
- （３） 新たに海外への販路拡大を行うこと（※）

※海外初挑戦だけでなく、まだ取引がない新しい国を販路開拓する場合や、既存の海外販路で未投入の新しい商品を販売する場合なども新規性があると判断しますので、海外展開に初めて取り組む企業でなくても申請は可能です。

## ○ 補助対象経費

前述のとおり、本補助金に係る補助対象経費は、海外への販路拡大を行う事業に必要な経費であることが前提となります。したがって、以下の補助対象経費の区分①～⑩に該当する場合であっても、一律に補助金の交付を受けられるものではありません。事業計画書に記載された内容及び目的に照らし、当該事業に適合すると認められる経費のみが補助対象となりますので、あらかじめご了承ください。

### ① 謝金

事業遂行に必要な指導・助言等を受けるために依頼した専門家又は委嘱した委員に謝礼として支払われる経費や、海外の専門家（海外展開に必要な各種契約書等の作成等）に謝礼として支払われる経費。

### ② 旅費

事業遂行に必要な情報収集や各種調査を行うため、会議や打ち合わせ等に参加するため及び販路開拓のための旅費として、代表補助事業者、参画補助事業者、依頼した専門家や委嘱した委員といった事業の遂行に必要な同伴者に支払われる経費。

### ③ 借損料

事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費。

### ④ 通訳・翻訳費

事業遂行に必要な通訳及び翻訳を依頼する場合に支払われる経費。

### ⑤ 資料購入費

事業遂行に必要な書籍等資料を購入するために支払われる経費。

### ⑥ 通信運搬費

打合せ等のための郵送料、機器・機材等の運搬のために支払われる経費。

### ⑦ 広報費

事業遂行に必要なパンフレット・ポスター等を作成するため及び広告媒体等を活用するために支払われる経費。

### ⑧ 委託料

事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託するために支払われる経費。

### ⑨ マーケティング調査費

事業遂行に必要なユーザーニーズ調査等を行うための経費及び調査員等に対して支払われる経費。

### ⑩ 産業財産権等取得等費

事業に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権等（以下「産業財産権等」という。）の取得等に支払われる経費。

⑪ 展示会等出展費

実施プロジェクトに係る試作品、新商品等を展示会、EC サイト等(※)に出展・出店・出品するために支払われる経費。

⑫ 雑役務費

事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、交通費として支払われる経費。

⑬ 講座受講料

自社のマーケティング戦略立案の為に、民間事業者等が実施する講座受講に関する費用。

⑭ 原材料等費

事業遂行に必要な原材料・副資材等に支払われる経費。

⑮ 機械装置等費

事業遂行に必要な機器・設備等の購入、制作、改良、据付、借用に支払われる経費。

⑯ 設計・デザイン費

事業遂行に必要な試作品等の設計、デザイン、製造、改良、検査、実験を行うために支払われる経費。

(注意事項)

- ・ 補助金交付決定通知書において通知された日以前に締結した契約に係る経費は、補助対象経費とはなりません。
- ・ 補助対象経費は、本補助金の対象事業に明確に区分できるものであり、かつ、当該経費の必要性及び金額の妥当性について、証拠書類により確認できる必要があります。
- ・ 日本の消費税は補助対象外であるため、交通費等の税込経費については、税抜相当額を補助対象経費として計上する必要があります。
- ・ 航空機のビジネスクラス、新幹線のグリーン車等の利用に係る経費は補助対象外経費です。
- ・ 宿泊費の上限は定めませんが、一般的な出張において利用される水準のビジネスホテルを選定してください（例：国内宿泊の場合、一泊一万～一万五千元程度）。
- ・ 展示会等出展費については、原則として海外で実施される展示会等、または国内で開催される展示会等のうち、対象とする国・地域が特定されているもののみが補助対象となります。
- ・ 輸送費及び原材料費については、サンプルに係るもののみが補助対象となります。販売を目的とする費用は補助対象外です。
- ・ 接待交際費、借入金の返済費、社員の人件費等は補助対象外です。

- ・ 機械装置等費については、国内への設備投資は補助対象外です。また、減価償却資産については処分制限が課されます。
- ・ 海外現地法人は補助事業者となることはできません。
- ・ 本補助金の補助対象経費は、補助事業者自らが直接契約及び支払いを行った取引に限ります。海外現地法人、その他関連会社等が契約または支払いを行った経費は、補助対象外です。
- ・ 補助事業者から海外現地法人、その他関連会社等への出資金等は補助対象外です。
- ・ 本補助金は海外展開を前提としているため、インバウンド需要を目的とする事業は補助対象外です。

○ 審査について

審査項目は以下の通りです。

(事務局が判断する項目)

| 審査項目    | 配点     | 説明         |
|---------|--------|------------|
| 新規性     | 【20 点】 | 新規度合い      |
|         | 【15 点】 | 進出の手法      |
|         | 【20 点】 | 投入する商品（役務） |
| 米国関税の影響 | 【40 点】 | 輸出形態等      |
|         | 【50 点】 | 売上依存度      |
| 小計      | 145 点  |            |

(審査員による審査項目)

| 審査項目       | 配点     | 説明                                                                                             |
|------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実現可能性      | 【25 点】 | ・ 計画通りの売上や成果を上げる可能性が高いか                                                                        |
| 技術面        | 【30 点】 | ・ 革新的な開発となっているか<br>・ 課題は明確で、課題を解決させる事業になっているか<br>・ 技術的能力が備わっているか                               |
| 事業化面       | 【30 点】 | ・ 人材や財務状況などリソースは十分か<br>・ 市場分析ができているか<br>・ 市場のスケールは大きい<br>・ 取組みは価格・性能的に優位性・収益性があり、手法やスケジュールが妥当か |
| 予算妥当性      | 【30 点】 | ・ 予算額は妥当か                                                                                      |
| 県内や業界への広がり | 【20 点】 | ・ 申請者のみが取り組むのか<br>・ 波及効果があるか                                                                   |
| 持続性        | 【20 点】 | ・ 補助金終了後も事業が継続・発展し、長期的な効果を生                                                                    |

|        |        |                                                                                            |
|--------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
|        |        | むか                                                                                         |
| 伴走者の役割 | 【15 点】 | ・ 伴走者が事業分野において十分な専門性と実績を持ち、<br>具体的かつ現実的な支援や課題解決能力を通じて、申請<br>者の事業計画に適合した信頼性のある支援を提供でき<br>るか |
| 小計     | 170 点  |                                                                                            |

(加点する項目)

| 区分                                                                                                                                                                                              | 配点   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| スイス（ツーク州）、インド（全土）、中国（四川省）、米国（ハワイ州）、メキシコ（グアナフアト州）、ベトナム（全土）への新規進出                                                                                                                                 | 10 点 |
| 以下のいずれかの採択企業である場合<br>・ 令和 4 年度～令和 7 年度「ひろしまユニコーン 10」アクセラレーションプログラム<br>・ 令和 6 年度、令和 7 年度「ひろしまユニコーン 10」ASIA CO-CREATION PROGRAM<br>・ 令和 7 年度「ひろしまユニコーン 10」Hiroshima Launchpad: North America 2025 | 5 点  |
| 小計                                                                                                                                                                                              | 15 点 |

| 【合計】  |
|-------|
| 330 点 |

(注意事項)

- ・ 海外販路拡大支援事業＜米国関税等緊急対策＞補助金交付要綱第 2 条第 3 号に規定する「新たに海外への販路拡大を行うこと」に該当するとして申請した場合において、申請書から新規性（新規度合い）が確認できない申請者については、各委員による審査を行うことなく、交付決定の対象外とします。
- ・ 各委員が採点した項目の合計点における得点率が 50%未満の場合は、交付決定の対象外とします。
- ・ 採択後に、大幅な補助事業の内容変更の申出があった場合は、各委員による合議により対応を決定します。その結果、交付決定を取り消す場合があります。
- ・ 採択された場合であっても、事業計画に補助対象外経費（本補助金の趣旨や事業計画書の内容及び目的に適合しないものを含む）が計上されているときは、当該経費について補助金を充てることはできません。